

## 防衛医科大学校達第8号

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第8条第1項ただし書の規定に基づき、防衛医科大学校病院診療経費規則を次のように定める。

平成21年7月14日

防衛医科大学校長 早川正道

### 防衛医科大学校病院診療経費規則

改正 平成21年11月12日達第11号  
平成26年 3月19日達第2号  
平成26年12月18日達第20号  
平成28年 3月 1日達第1号  
平成28年 3月29日達第3号  
平成29年 3月29日達第1号  
平成30年 3月30日達第4号  
平成30年 6月 1日達第10号  
平成31年 4月 1日達第6号  
令和元年 9月30日達第6号  
令和2年 3月31日達第11号  
令和4年 3月28日達第5号  
令和4年 9月30日達第12号

（趣旨）

**第1条** この達は、防衛医科大学校病院（以下「当院」という。）において徴収すべき場合の診療経費の額の算定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（診療経費）

**第2条** 当院において徴収する診療等の料金は次に掲げるもののほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定による診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に定める点数に10円を乗じて得た額（ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額）とする。

（1）入院時における食事の提供の経費の額

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に基づき算定した額から、健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を控除した額

（2）特別室使用料

- ア 特別室 普通室の料金に、1日につき 23,100円を加算する。
- イ 個室A 普通室の料金に、1日につき 11,000円を加算する。
- ウ 個室B 普通室の料金に、1日につき 5,500円を加算する。

(3) 初診及び再診に係る料金

ア 初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)

(ア) 医師である保険医による初診の場合 7,700円

(イ) 歯科医師である保険医による初診の場合 5,500円

イ 再診(病床数が200未満の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った場合。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)

(ア) 医師である保険医による再診の場合 3,300円

(イ) 歯科医師である保険医による再診の場合 2,090円

(4) 自ら治験を実施する者による治験に係る診療で保険外併用療養費支給対象外となる料金については、点数表による額に100分の110を乗じて得た額

(5) 産科等領域における料金

ア 分娩介助料

(ア) 時間内 1児につき 291,500円

平日の午前8時30分から午後5時00分までの間

(イ) 時間外加算 時間内の料金に20/100相当額を加算した額

① 午前6時から8時30分までの間と午後5時00分から翌日の午前6時までの間

② 休日の午前8時30分から午後5時00分までの間

(ウ) 2児以上の場合

1児の場合の額に、1児増すごとに145,750円を加算した額

イ 新生児管理保育料 1日につき 8,250円

ウ 新生児先天性代謝異常検査採血料 1回につき 3,194円

エ 新生児聴覚検査・スクリーニング料 1回につき 6,600円

オ 胎児心拍スクリーニング料 1回につき 2,094円

カ 臍帯血血液ガス分析検査料 1回につき 3,142円

キ クアトロテスト検査料 1回につき 17,050円

ク 羊水染色体検査料 1回につき 83,050円

ケ 羊水染色体検査料・FISH法 1回につき 101,750円

コ 助産師妊婦指導料 1回につき 2,200円

サ 産後検診料 1回につき 4,125円

シ 乳児健康相談・指導料 1回につき 4,400円

ス 子宮内避妊器具挿入料 1回につき 41,250円

セ 子宮内避妊器具抜去料 1回につき 13,750円

ソ 人工受精料 1回につき 11,825円

(6) 特殊な診療行為等における料金

ア ヒト体外受精胚移植法料

(ア) 卵採取	1回につき	49,834円
(イ) 卵培養(媒精法)	1回につき	38,133円
(ウ) 卵培養(顕微授精法)	1回につき	62,626円
(エ) 胚移植	1回につき	29,709円
(オ) 胚凍結	1回につき	30,213円
(カ) 凍結胚融解	1回につき	25,666円
(キ) 精子凍結	1回につき	19,066円

イ セカンドオピニオン外来料

(ア) 30分まで	1回につき	11,000円
(イ) 30分を越える場合は、30分増すごとに5,500円を加算した額		

ウ 医師医療相談料(保険会社等相談含む。)

(ア) 30分まで	1回につき	5,500円
(イ) 30分を越える場合は、30分増すごとに2,750円を加算した額		

(7) 健康診断料 別表のとおりとする。

(8) 薬剤容器料 1個につき 110円

(9) 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)

ア 院外証明書	1通につき	3,850円
イ 生命保険診断書	1通につき	7,700円
ウ 後遺症・後遺障害診断書	1通につき	8,800円
エ 出産証明書・出生(死産)証明書・育児手当金証明書	1通につき	3,300円
オ 院内診断書料・証明書	1通につき	3,300円
カ 特定疾患(難病)診断書	1通につき	4,400円
キ 身体障害者診断書	1通につき	4,400円
ク 自立支援診断書	1通につき	4,400円
ケ 年金診断書	1通につき	6,600円
コ 自賠責診断書	1通につき	5,500円
サ 自賠責報酬明細書	1通につき	5,500円
シ 死亡診断書(死体検案書)	1通につき	4,950円

(10) 診療情報提供に係る料金

ア 診療録等複写料(電子式複写機)

(ア) 白黒	1枚につき	22円
(イ) カラー	1枚につき	55円

イ X線フィルム複写料

(ア) 半切	1枚につき	869円
--------	-------	------

(イ) 大四ツ切	1枚につき	616円
(ウ) 四ツ切	1枚につき	517円
(11) 産科医療補償制度の掛金に相当する金額	1分娩につき	16,000円
(12) 先進医療料		
腹腔鏡下センチネルリンパ節生検 早期胃がん	1回につき	63,652円

- 2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか当該法令又は協定等に定めるところによる。
- 3 前2項の規定に係わらず同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）が定める。  
（特別室使用料の計算）

**第3条** 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず1日の料金とする。

- 2 転室した日の特別室使用料は、転入した室の使用料とする。  
（徴収方法）

**第4条** 外来患者に係る診療等の料金は、診療等を行った日に収納する。ただし、事情により収納できない場合には、直ちに当該料金の支払義務者（以下「支払義務者」という。）に対し納入告知書を送付することにより徴収する。

- 2 入院患者に係る診療等の料金は、毎月1日（入院開始日が月の途中の場合には当該入院開始日）から末日までの分を翌月に収納する。ただし、退院する月分については、当該月の1日（入院開始日が当該月の途中の場合には当該入院開始日）から退院する日までの分を退院時に収納する。
- 3 前項において、事情により収納できない場合には、直ちに支払義務者に対し納入告知書を送付することにより徴収する。
- 4 第1項前段及び第2項の場合において、支払義務者からクレジットカード決済の申出を受けたときは、支払義務者との契約により支払義務者が負う金銭債務を支払義務者の代わりに立て替えて支払う義務を負う立替納付者（以下「立替納付者」という。）に対し納付書を送付することにより徴収する。
- 5 前項の場合において、立替納付者からその支払いが行なわれないとき又は立替納付者から支払いを拒否されたときは、速やかに支払義務者に対し納入告知書を手交又は送付することにより徴収する。

（委任規定）

**第5条** この規則の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規則は平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年10月1日から施行する。

附 則

この規則は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和4年10月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 健康診断料

区 分	料 金
一般健康診断	点数表に定める基本診療料及び特掲診療料の例によることとし、算定した点数に10円を乗じて得た額（ただし、消費税法規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額。）とする。
特別健康診断	点数表に定める基本診療料及び特掲診療料の例によることとし、算定した点数に10円を乗じて得た額（ただし、消費税法の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額。）とする。ただし、検査のみを行う場合にあっては特掲診療料のみを算定する。